

駐屯軍の禁止の解除により再び起り得る問題が原返さるるよう
要請する。

今回の禁止による表面止りの利害反するものか半半に
あらうたことはそれが取柄上に今迄あるかたことによつて
再認識すべきであり現状に於けるは町として解除を申請すべきで
ない。又発展が何等かによつて発展したと云ふ考へは間違ら
る。現地の商店街の発展が不安定なものであり堅実なもの
として発展するようにならねばならぬ。

更に町の状況もそれによつて連通するべからうない
他町村より収入を得るによつて生活と常玉他の多く人達より
すれば必ずしも町の発展が表裏即ちによるものかといふを得る。
青翠と域の設定も今日の問題よりすれば通々の事も考えられるか
まづよいと思ふ。

対策委員会もこの案に沿つて派すべしである。

これもある近き地の解除の方針に沿つて派すべしである。解除の申請書には
属されるべきである。

瀬古

町民として冷静に判断する町政執行の食糧難の町の状況と考へる町
人間は衣食住が第一始めに礼節を知るべきであり、疲弊した日本に於て
獨り町として現代化は不健全なものであつた。これは止むを得るもので
ある。今回の禁止により利害の色々あるが、政策的な面より考へる町商店街
の発展はむしろ町の財政にも影響するものであり、この面より解除の申請書を
するとも考へられるか現代に於ける止むを得るものかとの考へあり
以て教育上より考へるべきであると思ふが、下小にしろ色々あると推し
此の問題は難い。生活の置屋を始めとしてこれにより影響を受けざる者も七
八割はあると思ふ。それであるから、早急な対策を要する。

相沢

本線に成る、喜味、はるい、これ、その線内が五入禁止にならう。との限るもの。
まゝ、この線内、設置の、かゝると考へる。

一冊

近頃の町も影響を受け、このか、福生のみな禁止されると云うことは何か

私に先^に税金の問題
をとり
上げ
るのは

裏面があつた不拘何ん等同心裏に在るを兵隊と通じて向接にすることが利益という

新に
勢力の拡大によつて、
その不良防止は来る。

この期を利用して特別委員会を設置し望む

其地の南端で永久にオブリミットを与えられようが
今迄の通りか否かはオブリ

ミットを^{かとも}思^ふふ。
何接には利益と受けてゐる。

特別委員会設計の対策として置家と協力して頂くことが大切である。

議圖とては表面をこれと解除するといふことは玉束な

疾し。世の中には表裏がある。

福生一財政は窮乏
一といふ
治平本意と一
解除一といふ
と云ふは表

二
あ
ふ

街娼婦
ミコト
そけ
置家
に自願
と鎮
街娼婦
あそ
やが各展す

る。であるが、見立にある。鬼影郷白も考えこれの対策として司會堂に
文書するのを付けばはるまい。

学校附近は金置家とくず又置家の自室と改メ一日早く解除すること

望む

賣春取締條例の設立希望

解除を領ふものに對策を講じてゐること。

教育面の被害は、
知れず、

今日ミツカ面から火の手が上とあり、今はそこにデリケートな問題がある。

この問題 は根本を考へなくてはならぬ

予他心がこゝに立脚するを以て議員全員の意志により、対策委員会を起して

五王五

島

島　ともかく、福生が街娼より利益を受けているが、これが不自然に——これ
がオフリミットになつたことは何等の疑ひがまするを、けしきか

一、青少年の不良化防止 かつち考えて対策委員とせらるべきを

森

幸、本町の異業発展は街娯楽のちからであるといふことは、
街娯楽の自衛と望まざるを得ない。五十年は過去といふことも、
特自本入としてのほころいを持つて、頂きたい。

福生町には産業がいろいろあり、止むを得ず街娯楽に依頼して、
今後は生活の面を直接駐留軍と正常に取引の出来るように
て頂きたい。

町長、当時の取業別世帯数と発表。

買家、どの種類に入っているか申す。自由業中に入っているものを
い。

町民税 商店 四四〇名
給子 二四九名

本論に添う。いわゆる永遠の福生町を考えると、
を起すべく、い。

福生町の中、小企業を起す。又正常なる商店の経営をどうすればよいか

す。これ駐留軍が撤退した後も本町の発展及び財政に影響を及ぼすといふ
考えの下に研究すべきである。

応急対策委員会を結成して。

1. 取締り。強化を期すること。要請。い。

2. 町自衛心の決意により、条例の改正も考えられる。

街娯楽の街路のハイライニングの禁止

3. 学級周辺の浄化

4. 赤線区域であるがアメリカの考えではたとえ街娯楽でも対策すべき
の考えを持つておけばよい。比較的寛大にやすい所を指定すること。
又困難である。をい。

駐留軍兵士と賣肉店と同意の上でやる。取締りの対象は、
街娯楽の自衛組織の結成

彼等の組織をどうして組織を結成させることが出来るか
これらの組織にも協力を願う。

いすれにせよ其地とより隣接する村との関係対策協議会を結成
するに必要と云えてゐる。

6. 検討の徹底

百合会の協力と得てこれの徹底を図りたい
然しとも選挙には其地の周辺の町村と一括して款で実施する努力
するに必要といふれにせよ又款で不十分の場合に全面的に協力す
るとし防課長は言明したい。

貴井

町長の私策を肉と表心から賛成し努力願ふ。

長

今度の議会の方向が示されたい感がある。

一応意見を打ち切り町対策委員会を設置し意見と求める。

瀬

右に賛成する。

会長とし西村氏にうかがうが市町の物資が高価であるとのことにつて

西村

五〇と多消費生活者は商品に肉心と以ていふられけにいさほは物

価の比較はする。五〇一般がそのように感じている。

多利多賣により他町村から消費者も招くべき

村野

議員全員対策委員とし代表者五人を決める。

船木

全員委員とされればそれだけ責任をも感じざるを得ず、慎重に

ついでに百幸の大系とするとも併せ考えるべき。

貴井

委員を引受けたいは、全責任を負うべきである。

町の議員として多幸の迫りにはあきまへ

全員構成を望む。

村尾

福生町の現状に因するうち全員より構成する。

議長

全員を委員とすることに異議がある。この全員で構成する。更に、委員会を作る。

村尾

福生町振興委員と呼称したい。

貴井

福生町洋化対策委員会と呼称したい。

議長

福生町洋化対策委員会と呼称する。委員長の町長とする。

議長

本委員会の構成は各委員会より二名宛とし議長、副議長を含む。

議長

婦人議員を含む構成する。よろしく。

付 議

十二町、合

一議長 十時三十分再開を告ぐる。

一議長 小委員会の構成

總務 設原美知 田村福一

厚生 森田誠重 貫井伊作

建設 田村幾太郎 瀬古清彦

教育 お野元平 石川武雄

治安 村尾種吉 西村 節

産業 高橋三郎 妻田比一

婦人議員 昭美代子

正副議長

町 長

教育委員会設置について

一議長 本件について各中小学校より設置を延期するよう請願書が出された

一町長

西町村長会に於ける決議として町設置の延期が非運動されたが法律により十月一日には市町村に教育委員会を設置する日規定されるので十月五日に選挙を行い設置するよう決定した

一部事務組合の設置の点も事務手続の関係上不可なり又財政面より考へても均衡を保つるについて運営面難あり従って町村毎に設けることゝした 尚人事その他の運営上協議会設け或は都に委託する事により支障をいふよう努力することゝした

尚漸定的に現在の教育事務担当者より教育長は指導主事とする。ことゝする 尚三月三十日以後は講習等によりその資格を附することゝした

予算上は選挙費は各町其他人件費も教育長のみるうちに太い支拂ひをいふことゝであった

選挙についても公正を期するよう努力されたいとのことだ

請願書についてもこれは採決して下ればならぬものゝこともない

議会の議決により決定出来るものと考える。

一貫井 南部地区に委員会を設置しない町村があるらしいが

一町長 先回の町長会でもう一度意向を伺った。

一政 設置しない場合の罰則は

一町長 教育委員会法にはあるが公務員法により拘束される。

一瀬 古 諸願書に署名議員の署名を求めます。

一総務課長 諸願書を朗読

一田村 国法で規定されているので法を弁る観点より設置すべきです。

一貫井 紹介議員として、初日の交流財政面より考え、諸願書に署名し

た。

一村野 衆院に於て自由党が多数派にあり一年延期を語ったし福田代議士より

も町村自由に設置することと求めたので署名した。

一船木 設置しないとするところの間に空白が生ずることになる。今日とすると

止むを得ない。一年延期案はどうかと思う。その後には於て具合が悪い

は是正する機会有める。

一貫井 教育者がいろいろしたことを一た事はその間に何か余地があるところはないか

議長会として討議した方がよいと思う。

一町長 選挙が選挙として場合、選挙委員が必罰されることにより、

一応義務付けられているところからいけばなうまい

一野島 町長としては設置に賛成か不賛成かを。

一町長 一応田端に設置を望む

一野島 設置しないけれどもうまいものとすれば諸願書につき討議する余地はない

一西村 地方自治を守る議員として考えるにこの法はそれが地方自治乃至は民主主義

の立場よりなされて、内部の対立によって生じたように考えられるので

議会内部の討議として或は自治を守る意味からしてどうした面は

於ける政治的な反意を表明するより反対を表明する。

一市野 設置しない町村があつて罰則を受けるとした場合の町長の見解は、

一町長 仮定の場合の説はなむかしが多くの町村は設置するような方向

に傾いてゐる。委員の選出については選挙官の所管で何とも云へない

一 船木 教員として余りにも政治的に動かしづる法律として施行されて

以上当然設置するものと思う

一 西村 一応予算決議の前提としてこれに審議するものと思ふ

今後の運営についてその審議すべき

一 田村 当然これは法律に規定されているものでこれの善悪は別として議論の余地なし

一 野島 法廷である以上当然設置すべきであつて今後国会に對して運動すべき

一 議長 議領書をどうするかと云ふのは現在議論してあつて今後の意見と

綜合してみるとこのまゝ返還するものか

一 野島 紹介議員を通じて返還するものか

一 軍 休憩

(議領書紹介議員別室で相談)

一 議長 長用開と云ふ

一 村長 議長より説明して返還して頂きたい。町長は専断的のやうな議会の意見を返さ

て、ことと進んで頂きたい。

村長

議長 裁決するが

返討の声起る

中野 紹介議員を通じて提出する返す

賛成の起り来り

◎横田基地司令官及憲兵司令官登壇(山下通秋)

議長

横田司令官 本日ここに出席して、皆さんがこの問題に眞摯に當面して下さることを感謝し、日本

に來て日米交渉を流す解決はみんなをどうするか、何に注意すべきか、何に努力するか

兵隊ばかりでなく、婦人、子供のことも同様を言へてゐる

横田基地が所にある関係上、お白根に迷惑をかけてゐる

一例と上げれば、お白根にいてるお白根の町としてゐる中で、日と取締りをして強化して行く

この問題を解決するには、私一人では出来ず、みんなで協力し、私は総ての権限を

片岡警務隊長。とも今般に会つた隊長も協力すると云つてゐたことをお伝えする。

議長
本日は可き宴会には
丁のミとつそ心
配よりおかけ有難う
ござりまする。

此は、街娼の肉體、ロマンは、今般程より協賛し、よりよき方法と以て司會官に相談中なりと云つておられます。

浪場

議長報告

勸
發
世界佛教徒觀迎
花火大會

才画の大会が行われ、入員一八〇名。本月二十五日に東京へ集合す。

京都・広島等で大会を開催
約全期間一ヶ月位

花火組合より観迎花火大会と宣撫するとの詔があつた

この問題には、直接主債とする商売街の力々にやつて頂き、いとゆきとゆうこ
れ等のものも賛成して原金を大分本分に文法し、結果今九月三十日に来ること

に決まら

外、關係者一八名、果の關係者三四名、で五時頃より法要といふ事

坊前は雨天等も考えて長徳寺なる。
六時から九時迄花火を行ふ。

打揚數量は、
よりなが、
五〇〇発は責任を持つと花火組
台長の云であつた、

花火は花火関係者の殉取者社を象徴として行ふ

経費は、大倉庫に二十の箱、宿舎とかバスとか、食費等で十五の箱その他施設

黃宣仁堂內計四十五

福生 三十万圓 雪ノ摩 多西 凍秋 各五万 (計五十万)

国賓待遇者も来るべく至貴警備等相与の協力を得なければならぬ

大会役員は福生一名他村五名と云ふこと

曹洞宗首長を導師となり慰靈祭を行う

花火も二尺玉が三発(多分橋の下) 尺玉が十五発、外 連続打ちより百五発が三回
合計 一三〇発程度は責任をもちつとてあつた。来賓者の関係で時間は短
縮する予定である。

町民体育大会の件

一助 役 町民体育大会の決定に基き、各種団体関係者の参集を求め協議の結果、年通
り六ブロックに別れて実施するにとつた。

十日九日町営グラウンドに於て実施する。

入高線三周年記念祝賀会の件

一助 役 増登又入高線三周年記念祝賀会を飯能に於て行う。至費十万円の内入高線
を負担するにとつた。期日は十月十日頃の手定で、町長、議長、外は参
列する予定である。

国連西多摩支部の結成について

一助 役 国連加入と進する為、国連協会から東京に東京都本部、郡内は支部
か、また地方事務所が、支部長か支部長とする。町村会長の副となる。か、その会員の

を募集するよう依頼されたのでお願する。

水防隊の結成について

一助 役 水防隊を先日編成したので報告する。正式には条例を設定して行ければならぬ。
し、心意に間に合ふよう、水防隊より対策を講ずるといふ。

一助 役 花火の負担金の財源は

一助 役 寄附により負担する。

一村 尾 花火大会の議会としての役目は

一助 役 規模が大きいため色々協力をお願いしなければならぬ。

銀座通り排水溝について

一助 役 福生温泉の排水工事について前面の議会の意向通り進行し、特に福生温泉主
より四万円の寄附を受け、十方可位で完成する予定である。

一助 木 今度の臨時の処置につき、お協力を得たことを感謝する。

終了

二時 四十五分